

神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

(2) 業務内容

「神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月15日（水）まで

(4) 委託契約上限額

7,912千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、また、この上限額を超えてはならない。

(5) 支払条件前払金及び部分払

無

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

なお、参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき行うものとし、審査の結果は「7参加表明書等」を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

(1) 日本国内に本店を有する法人であること。

(2) 対象となる契約案件についての神崎市競争入札参加資格を有していること。ただし、登録を受けていない者であっても、「7参加表明書等」と併せて資格審査に関する規定（平成18年3月20日規程第24号）に基づく入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる場合には参加できるものとする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(4) 神崎市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第5号）第2条第1項第1号から第4号の規定に該当しないこと。

(5) 神崎市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受け

たものを除く。

(7) 国税及び地方税の未納がないこと。

(8) 平成26年度から令和5年度に、同種業務又は類似業務の受託実績を有すること。

※同種業務：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に係る業務

※類似業務：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）策定に係る業務、環境基本法に基づく地方公共団体の環境基本計画策定に係る業務、その他環境に関する計画策定・調査に係る業務等

4 選定方法

本市に「神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、得点の高い順から最優秀者及び次点者を選定する。なお、最優秀者と次点者が同点となった場合は、選定委員会の審議により決定する。

○実施日程等

項目	日時等
公告（公募開始）	令和6年7月23日（火）
参加表明書・質問票受付開始	令和6年7月23日（火）から
質問票提出期限	令和6年7月30日（火）午後5時まで
質問票回答期限	令和6年8月1日（木）
参加表明書提出期限	令和6年8月2日（金）午後5時まで
参加資格審議会	令和6年8月9日（金）
参加資格審査結果の通知	令和6年8月9日（金）
企画提案書等受付開始	令和6年8月9日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年8月20日（火）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和6年8月下旬 ※予定
第2次審査（企画提案書等説明会）	令和6年8月下旬 ※予定
審査結果の通知	令和6年9月上旬 ※予定

5 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、下記要領にて提出すること。

(1) 質問は、質問票（様式7）を用いて電子メールで「13 問い合わせ先」のメールアドレスに提出すること。送信に当たっては、表題を「神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務についての質疑」とすること。原則として電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 提出期限は、令和6年7月30日（火）午後5時までとする。※電子メール送信後に確認の電話を入れること。

6 質問への回答

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けた質問について、下記の要領にて回答する。回答期限は、「4 選定方法」に定める実施日程等のとおりとする。

- (1) 質問とその回答は、神崎市ホームページ上で公開する。
- (2) 質問を行った参加希望者名は公表しない。

7 参加表明書等の提出

参加希望者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

(1) 提出書類・必要部数

ア・イの書類については契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印すること。

- ア 様式1「参加表明書」 1部
- イ 様式2「秘密保持誓約書」 1部
- ウ 様式3「会社概要書」 1部
- エ 任意様式「同種業務又は類似業務受注実績が分かる書類」 1部

※事業実績は平成26年度から令和5年度に実施したものとし、業務名、契約期間、発注者、契約金額の表及び参加希望者の社名を記載すること。なお、事業は元請けで実施したものを対象とする。(3参加資格(8)参照)

- オ 納税証明書の写し(※1) 1部

※1参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税、及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの

- カ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及びその添付書類(※2)

※2令和5・6年度神崎市競争入札参加資格を有していない場合に提出すること。
(様式ダウンロード先 <https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/15185.html>)

(2) 提出方法及び提出窓口

- ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参すること。

- イ 提出窓口

末尾記載の「13 問い合わせ先」と同じとする。

(3) 提出期間及び受付時間

- ア 提出期間

「4選定方法」に定める実施日程等のとおり(ただし、土、日、祝日を除く。)

- イ 受付時間

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

8 提案書等の提出

- (1) 参加希望者は、以下のとおり提案書等を提出するものとする。

- ア 「4選定方法」に定める実施日程等の提出期限を厳守すること(郵送の場合は期限日必着)

- イ 提出する提案は1案とし、持参又は書留郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 提出物

- ア 提案書(様式4)

表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーのいずれでも可とする。

本編は任意様式（A4版、横書き、両面印刷、枚数不問）とする。なお、図・表などはA3版折込も可とする。

文字は、11ポイント以上を使用し、提案書などの下段余白にページ番号を付すこと。

提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、審査が容易にできるような提案書の作成に努めること。

提出部数は正本1部、副本10部とする。

正本にのみ会社名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。

企画提案内容は以下の内容等を記載すること。

①地域特性	本市の地域特性や課題の把握と課題解決に向けた適切な手法。
②将来推計	本市の政策動向や関連計画を踏まえたCO2排出量の将来推計の適切な検討手法。
③将来像・脱炭素シナリオ	将来ビジョンや脱炭素シナリオ作成についての具体的な調査・検討手法。
④CO2削減対策	再生可能エネルギーの導入対策やCO2削減対策に関する考え方、手法の具体的内容。
⑤実施工程	業務の実施スケジュール。
⑥独自性	その他提案者の独自性や工夫。

イ 会社概要書（様式3）

ウ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等受注実績調書（様式5）

エ 業務実施体制書（様式6）

オ 請負実績を示す資料

他地方公共団体から請け負って策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）本編又は概要版等成果品（1部以上）とし、写しも可とする。

カ 見積書

サイズはA4版とし、様式は任意とする。

提出部数は、正本1部、副本10部とする。

提案書と同様に、正本にのみ会社名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。

9 参加資格の喪失（欠格事項）

次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しないと判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 選定の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた場合
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は事務局等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

10 審査概要

本プロポーザルにおける神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託にあたっては、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価する。

(1) 1次審査（書面審査）

企画提案書による書面審査を行う。提案書等の提出数が5者を超える場合には、1次審査上位5者によって2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）を行う。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

- ア 1事業者あたり制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。
- イ 実施場所は、神崎市役所とする。※時間等の詳細は、別途応募者に通知する。
- ウ 事業者からの出席者は4名以内とする。（1名は業務を中心的に担当する者が出席すること。）
- エ 企画提案書を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や、展示品・物品等の持ち込みは認めない。
- オ パソコン等を用いた説明を行うことができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意することとし、パソコン等その他必要な機器は事業者が用意すること。
- カ 事業者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は会社名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の社名の名乗りや、社名が分かる作業着やバッジ等の着用も不可とする。

(3) 審査結果

ア 委託事業者の決定

選定委員による審査の結果を市長に報告し、神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託に係る事業者を決定する。

契約に当たっては、本業務に最も適していると認められる最優秀者、次点者の順に締結相手方とする。

イ 審査結果の通知

1次審査及び2次審査に参加した全事業者に対し、審査結果を書面により郵送し、併せて様式2に記載されたアドレスに通知する。

11 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を破棄のうえ、「廃棄資料証明書」（任意様式）及び「参加辞退届」（様式8）を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては「7 参加表明書等の提出」の（2）に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ、持参・郵送により提出するものとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希

望者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 本市は、本プロポーザルの手続き及びこれらに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 評価者全員の評価点数の合計が、最高評価値（満点）を合算した値の6割以上の参加者を受託候補者とする。
- (9) 参加者が1者のみの場合においても、プレゼンテーション審査を行い、評価者全員の評価点数の合計が、最高評価値（満点）を合算した値の6割以上の場合は、受託候補者とする。

13 問い合わせ先

神崎市役所 市民福祉部 生活環境推進課 生活環境係 担当：宮地

住所：〒842-8601 佐賀県神崎市鶴 3542 番地 1

電話：0952-37-0112（直通） FAX：0952-52-1270

E-mail：kankyou@city.kanzaki.lg.jp